

## カタール向け輸出水産食品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、カタール向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) カタール向け輸出水産食品：我が国からカタールに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 取扱施設：カタール向け輸出水産食品を最終加工（包装、冷凍、冷却、切り身及びむき身にするための処理等（単なる保管を除く。））する施設（国内で加工を行わないカタール向け輸出水産食品にあつては最終保管する施設）
- (3) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (4) 証明書：カタール向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (5) 輸出者：カタール向け輸出水産食品を輸出しようとする者であつて、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (6) 取扱施設管理者：取扱施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (7) 証明書発行機関：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）並びに規制対策グループ

### 3 証明書の発行

#### (1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、カタール向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、証明書発行機関は、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式1-1（1 輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ 3（2）ア④のいずれかに該当する取扱施設において最終加工又は最終保管されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこ

と。

エ 輸出を行うごとに、別添 1 に規定する官能検査を別添 2 の手続により行った結果、官能検査基準を満たしているものであること。

## (2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、カタール向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式 1 - 1 に別紙様式 2 及び下記①から⑦までの書類等を添付し、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、取扱施設若しくは輸出者の事業所が所在する都道府県を管轄する地方農政局等（別表参照）又は規制対策グループに申請すること。なお、③を申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 1 - 1（1 輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものみの提出でよい。

生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望するときは、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

なお、電子メールによる申請を行う場合は、別添 3 によること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

④ 取扱施設が以下のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し。a 又は b に該当する取扱施設については、c の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式 1 - 1 への記載により添付を省略することができることとする。

a 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設

b 条例等による食品製造加工等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

c 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

⑤ 別紙様式 2 の官能検査等実施記録

⑥ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

⑦ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

※ 別紙様式 1 - 1 のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判別しない場合は、空欄の状態でも提出可能とするが、証明書発行日までに、別紙様式 1 - 2 を提出すること。

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、速やかに別紙様式 3 により、紙媒体の証明書原本又は

電子署名を付した PDF 形式の証明書原本を交付する。

- ① 英語で記載すること。
- ② Attestation の c. について疑義が生じたときは、規制対策グループを通じ、関連部局に確認を行うものとする。
- ③ 「Number」及び「Ref. Number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。
- ④ 「Name」は担当者の氏名を、「Position」は担当者の肩書を、「Issued at」は証明書発行機関名を、「on」は証明書発行日を記載、「Stamp」は証明書発行機関の印章を押印、「Signature」は担当者の署名を記載すること。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

### (3) 証明書の発行取消

ア 予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式4の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに別紙様式4の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出するとともに、その際に証明書原本（原本が紙の場合）を併せて返却すること。この場合において、証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書（原本が紙の場合）の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

### (4) 証明書発行の停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じ関連部局の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

### (5) 証明書の差し替えを行う場合の留意事項

証明書発行機関は、輸出者から、衛生証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、発行済みの証明書の差し替えを行う場合には、以下の事項に留意すること。

ア 証明書の番号は発行済みの証明書の番号と異なる番号とすること。

イ 証明書の左上部に発行済みの証明書の番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。（例：Issued in lieu of certificate No. NY1421BQA00001 dated 31/01/2021.）

#### 4 その他

##### （１）証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前にカタール政府に確認をすること。

##### （２）取扱施設管理者及び輸出者自らの衛生管理について

取扱施設管理者及び輸出者は、カタールの食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、カタール向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、カタール向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

##### （３）違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、カタールの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をカタール政府から受けるなど、カタール向け輸出水産食品に問題が発生したときは、輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置をとるものとする。

この場合において、規制対策グループは、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ関連部局に対し協力を求めるものとする。

##### （４）カタール政府との協議

規制対策グループは、（３）に定めるもののほか、カタール政府からの連絡等があったときは、カタール側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(別表)

地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

## カタール向け輸出水産食品の検査手順等

## 1 サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、積荷の確認を行うとともに、2に掲げる判定を行うに当たって、1ロットの梱包数 (N) に応じて、以下に示す開梱数 (n) を目安として開梱する。

1 ロットの梱包数 (N)	開梱数 (n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※ 1 ロットの梱包数が3に満たない場合は、開梱数 (n) は1とする。

## 2 官能検査基準

## (1) 外観が確認できる食品の判定基準

項目	判定基準
外観	病気／感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等の目に見える異常が認められないこと。

## (2) 外観の確認が困難な食品の判定基準

判定基準
① 加熱加工されていること。(製造工程表等により確認) (例1) 密封の状態加熱殺菌された製品 (121℃3.6分間) (例2) 低温殺菌された製品 (90℃10分間) (例3) 機械で乾燥された内臓除去製品 (100℃30分間) (例4) 魚油、魚粉
② 原材料が(1)の判定基準を満たしていること。(誓約等により確認)

※ 上記①、②のいずれかを満たしていること。

## カタール向け輸出水産食品の官能検査の運用

### 1 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（本要綱の趣旨を理解し、適切に官能検査を遂行する能力を有する者）を選任すること。

### 2 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 1 に規定する検査手順に従って官能検査を実施し、同 2 に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認の上、別紙様式 2 にこれらの結果を記録するとともに、証明書発行申請書（別紙様式 1 - 1）の「2 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、官能検査の記録に当たっては、官能検査を実施したことが確認できれば、別紙様式 2 によらず任意の様式を用いて差し支えない。

輸出者は、官能検査の結果が記載され、又は記録された情報を 3 年間保管すること。

### 3 その他

品質確認者は、輸出者が輸出しようとする水産食品について別添 1 に掲げる官能検査のほか、以下の状況についても確認すること。

- (1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- (2) 証明書発行申請書の内容と実態に齟齬がないこと。

## 電子メールによる証明書の発行申請手続

### 1 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を地方農政局等又は規制対策グループ宛てに送付すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書の受取方法については地方農政局等又は規制対策グループとあらかじめ調整すること。
- (3) 証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。